第百三十四条第一項及び第二項中「漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第四項を削り、同条を第百七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（損失の補償）

第百七十七条　国は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。

一　農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合　これらの処分を受けた者

二　広域漁業調整委員会又は水産政策審議会が第百五十七条第二項の規定によりその委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合　当該土地の所有者又は占有者

三　農林水産大臣が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合　当該土地の所有者又は占有者

2　前項の規定により補償すべき損失は、同項各号に規定する処分又は行為によつて通常生ずべき損失とする。

3　第一項の規定により補償すべき金額は、農林水産大臣が決定する。この場合において、農林水産大臣は、同項第二号に規定する行為に係る補償にあつては、当該行為をさせた広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　前項の金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

5　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

6　第一項第一号に規定する処分によつて利益を受ける者があるときは、国は、その者に対し、同項の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

7　前項の場合には、第三項前段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第四項中「増額」とあるのは、「減額」と読み替えるものとする。

8　第六項の規定により負担させる金額は、国税滞納処分の例によつて徴収することができる。ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

9　農林水産大臣は、第六項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10　第六項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

11　第一項第二号又は第三号の土地について先取特権又は抵当権があるときは、国は、当該先取特権又は抵当権を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、その補償金を供託しなければならない。

12　前項の先取特権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

13　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。

一　都道府県知事が第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第九十三条第一項の規定により第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合　これらの処分を受けた者

二　都道府県知事が第九十三条第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命じた場合　これらの処分を受けた者

三　海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が第百五十七条第二項（第百七十三条において準用する場合を含む。）の規定によりその委員又は委員会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合　当該土地の所有者又は占有者

四　都道府県知事が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合　当該土地の所有者又は占有者

14　第二項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定は、前項の規定により都道府県が損失を補償しなければならない場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあり、及び第三項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、同項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「同項第二号」とあるのは「同項第一号及び第二号に規定する処分に係る補償にあつては海区漁業調整委員会の意見を、同項第三号」と、「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を」とあるのは「海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見を、それぞれ」と、第五項中「国」とあるのは「都道府県」と、第六項中「第一項第一号」とあるのは「第十三項第一号又は第二号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、第七項中「第五項」とあるのは「第五項並びに第八十九条第三項から第七項まで」と、第八項中「国税滞納処分」とあるのは「地方税の滞納処分」と、第十一項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第十三項第二号の漁業権（第九十三条第一項の規定により取り消されたものに限る。）又は第十三項第三号若しくは第四号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、同項及び第十二項中「有する者」とあるのは「有する者（漁業権にあつては、登録先取特権者等に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十三条を第百七十五条とし、第九章中同条の前に次の一条を加える。

（運用上の配慮）

第百七十四条　国及び都道府県は、この法律の運用に当たつては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

第百三十二条中「第八十五条第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十五条（兼職の禁止）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十七条の二（就職の制限による委員の失職）、第九十八条第一項、第三項、第四項（任期）、第百条から第百二条まで（解任及び会議）及び第百十六条から第百十九条まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）」を「第百三十七条第二項から第六項まで、第百三十八条第四項、第百四十条から第百四十六条まで、第百五十七条、第百五十九条及び第百六十条」に、「第百十八条第二項」を「第百四十四条第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第百五十九条第二項に、「「政令」を「「政令」に改め、第八章中同条を第百七十三条とする。

第百三十一条第二項中「採捕をする者」を「採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百七十二条とする。

第百三十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

第百三十条第三項中「採捕」の下に「、養殖」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

第百三十条を第百七十一条とする。

第百二十九条第一項中「組合員」の下に「（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）」を加え、「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「左の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同条第六項中「前項各号の一」を「前項各号のいずれか」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第百七十条とする。